

第76回 税理士試験
〔法人税法〕
解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 法 人 税 法

Z-76-D 〔第一問〕 解 答

問 1 (1)

1 A 社

土地の引渡しの際における価額100,000,000円が有償又は無償による資産の譲渡に係る収益の額として、当期の益金の額に算入され、土地の引渡し直前の帳簿価額30,000,000円が、収益に係る原価の額として、当期の損金の額に算入される。

4

また、譲渡の対価の額40,000,000円がその譲渡時の価額100,000,000円に比して低いため、差額60,000,000円が寄附金の額に含まれ、一般寄附金の損金算入限度額に達するまでの金額は当期の損金の額に算入され、限度額を超える部分の金額は、当期の損金の額に算入されない。〔4〕

① 低額譲渡等²

内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額がその資産のその譲渡時の価額又はその経済的な利益のその供与時の価額に比して低いときは、その対価の額とその価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれるものとする。

② 寄附金の損金不算入額 2

内国法人が支出した寄附金の額（一定の寄附金の額を除く。）の合計額のうち、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

2 B 社

受贈益の額60,000,000円が、収益の額として当期の益金の額に算入される。3

問 1 (2)

(① 個人株主であるとき)
1 A 社
下記以外は、(1)のA社と同様である。
① 損益の繰延べ3
内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その事業年度（非適格合併の場合、最後事業年度）の損金の額又は益金の額に算入する。
(注) 譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地等（固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの以外のものをいう。
A社が有する土地は、固定資産で譲渡直前の帳簿価額が1, 000万円未満でない（30, 000, 000円）ため、譲渡損益調整資産に該当する。
A社が譲渡損益調整資産である土地をC社に譲渡したため、その譲渡利益額に相当する金額70, 000, 000円は、当期の損金の額に算入する。2
② 手 続2
内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、その譲渡の後遅滞なく、当該他の内国法人に対し、その譲渡した資産が譲渡損益調整資産である旨を通知しなければならない。
A社が譲渡損益調整資産である土地をC社に譲渡したため、遅滞なく、C社に対し、その土地が譲渡損益調整資産である旨を通知しなければならない。
2 C 社
(1)のB社と同様である。
(次ページへ続く)

問 1 (2) (続き)

(② 法人株主であるとき)
1 A 社
下記以外は①個人株主であるときのA社と同様である。
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。 2
A社が法人による完全支配関係がある他の内国法人であるC社に対して支出した寄附金の額60,000,000円は、当期の損金の額に算入されない。 2
2 C 社
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。 2
C社が法人による完全支配関係がある他の内国法人であるA社から受けた受贈益の額60,000,000円は、当期の益金の額に算入されない。 2

問 1 (3)

(イ 専務取締役 a)
寄附金の取扱いが下記のとおりとなる以外は、(1)のA社と同様である。
1 役員給与の損金不算入（定期同額給与等以外の給与） 2
内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人兼務役員に対する使用人分給与及び仮装経理等の適用があるものを除く。）のうち次の給与のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
① 定期同額給与
(次ページへ続く)

問 1 (3) (続き)

問 2

1 納税義務者と課税所得等の範囲2
(1) 納税義務者
内国法人は、法人税を納める義務がある。
ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合等に
限る。
A組合は人格のない社団等に該当し、収益事業を行うため、納税義務が生ずる。
なお、A組合が行う移動体通信業者B との取引は収益事業（不動産貸付業）に該当する。
(2) 課税所得等の範囲
① 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得
については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
A組合の当期の所得について、収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税が課され、収益
(次ページへ続く)

問 2 （続き）

事業から生じた所得以外の所得（各区分所有者から管理費を徴収すること等の収支に係るもの）については、各事業年
度の所得に対する法人税を課さない。
2 適用される税率 ²
23.2%（年800万円以下の所得の金額については15%（所得の金額が年10億円を超える事業年度については17%））
3 事業年度（会計期間の定めがない場合） ²
（1）法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、収益事業を開始した日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に
届け出た会計期間をいう。
（2）（1）の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の 1 月 1 日から12月31日までの期間をい
う。
4 経理に当たって税務上求められる株式会社の場合とは異なる事項 ²
人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを
区分して行わなければならない。
5 所轄税務署に対して行うべき株式会社の場合とは異なる手続 ²
（1）設立の届出
内国法人である人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日以後 2 月以内に、納税地
等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
（2）青色申告の承認申請
その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人である人格のない社団等
は、次のいずれか早い日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなら
ない。
① 収益事業開始の日以後 3 月を経過した日
② 収益事業開始の日の属する事業年度終了の日

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z－76－D〔第二問〕解 答

問 1

〔資料 1〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	納税充当金支出事業税等	3, 018, 000	3, 018, 000	完答
加算	損金経理納税充当金	31, 925, 400	31, 925, 400	
加算	損金経理法人税等	5, 662, 500	5, 662, 500	
加算	損金経理住民税	677, 800	677, 800	
加算	損金経理附帯税等	2, 700		2, 700
加算	損金経理交通反則金	12, 000		12, 000
加算	未払不動産取得税否認	2, 560, 600	2, 560, 600	
計算過程				
1. 損金経理納税充当金 21, 855, 300＋1, 842, 700＋8, 227, 400＝31, 925, 400				

〔資料 2〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	一括償却資産損金算入限度超過額	250, 000	250, 000	
計算過程				
1. 機械装置 A 補修整備費用は、修繕費に該当するため、損金経理是認。				
(次ページへ続く)				

計算過程	
2. G社株式	
(1) 税務上の帳簿価額	$54,000,000 - 54,000,000 \times 0.167 = 44,982,000$
(2) 会計上の帳簿価額	$54,000,000 - 10,800,000 = 43,200,000$
(3) (1)－(2)	$= 1,782,000$
3. 受取配当等の益金不算入	
(1) 配当等の額	
① 完全	20,000,000
② 関連	3,585,600
③ その他	1,200,000
④ 非支配	$3,800,000 - 356,250 = 3,443,750$
※ 短期保有株式等に係る配当等の額	
$2,000\text{株} \times \frac{3,000\text{株}}{5,000\text{株} + 3,000\text{株}} \times \frac{8,000\text{株}}{8,000\text{株}} = 750\text{株}$	
$3,800,000 \times \frac{750\text{株}}{8,000\text{株}} = 356,250$	
(2) 益金不算入額	
①	$3,585,600 \times 4\% = 143,424$
②	$(4,452,300 + 250,000) \times 10\% = 470,230$
③ 控除負債利子	
①<②	$\therefore 143,424$
④ 益金不算入額	
$20,000,000 + (3,585,600 - 143,424) + 1,200,000 \times 50\% + 3,443,750 \times 20\% = 24,730,926$	
4. 所得税額控除（所有期間から簡便法有利）	
$581,970 \times \frac{5,000\text{株} + (8,000\text{株} - 5,000\text{株}) \times \frac{1}{2}}{8,000\text{株}} (0.813) = 473,141$	
(次ページへ続く)	

計算過程
2. 個別貸倒引当金（ I 社） 個別貸倒引当金の設定事実に該当しないため、個別貸倒引当金の繰入れは認められない。
3. 貸倒損失（ J 社） 備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理していないため、貸倒損失の計上は認められない。
4. 一括貸倒引当金繰入超過額認容 $5,000,000-5,255,365<0 \quad \therefore \text{処理なし}$
5. 一括貸倒引当金繰入超過額 (1) 貸倒実績率による限度額 ① 一括評価金銭債権 $(759,353,000-\overset{\text{D社}}{65,333,000}+\overset{\text{貸倒損失否認}}{130,000})+\overset{\text{仕入割戻し}}{145,750,000}+(\overset{\text{未収利子}}{4,008,000}-358,000-150,000)=843,400,000$ ② 貸倒実績率 $\frac{(335,000+502,000+8,765,000+\overset{\text{個別繰入}}{12,000,000})\times\frac{12}{36}}{(490,000+866,774,000+703,000+921,823,000+990,000+978,256,000)\div3}=0.00780\dots\rightarrow0.0079$ ③ 繰入限度額 $843,400,000\times0.0079=6,662,860$ (2) 法定繰入率による限度額 ① 一括評価金銭債権 $843,400,000$ ② 実質的に債権とみられないものの額 イ 原則法 $\begin{array}{llll} \text{(イ)} & \text{F 社} & 750,000 < 9,952,000 & \therefore 750,000 \\ \text{(ロ)} & \text{I 社} & 3,950,000 > 420,000+2,000,000=2,420,000 & \therefore 2,420,000 \\ \text{(ハ)} & \text{借地人} & 3,500,000 > 1,000,000 & \therefore 1,000,000 \\ \text{(ニ)} & \text{合 計} & 750,000+2,420,000+1,000,000=4,170,000 & \end{array}$ ロ 簡便法 $843,400,000\times0.005=4,217,000$ ハ イ<ロ $\therefore 4,170,000$ ③ 繰入限度額 $(\text{①}-\text{②})\times\frac{8}{1,000}=6,713,840$ (3) 一括貸倒引当金繰入限度額 $(1)<(2) \quad \therefore 6,713,840$ (4) 一括貸倒引当金繰入超過額 $10,000,000-6,713,840=3,286,160$

〔資料5〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	繰延資産償却超過額	578, 125	578, 125 ²	2, 600, 000 ²
加算	土地計上もれ	500, 000	500, 000 ²	
加算	交際費等の損金不算入額	2, 600, 000		
減算	原価算入交際費等	122, 641	122, 641 ²	

計算過程

1. 繰延資産

$$750,000 - 750,000 \times \frac{11\text{月}}{\text{※} 4\text{年} \times 12\text{月}} = 578,125$$

$$\text{※} \quad 6\text{年} \times \frac{7}{10} = 4.2\text{年} \rightarrow 4\text{年} < 5\text{年} \quad \therefore \quad 4\text{年}$$

2. 交際費等

(1) 交際費等の損金不算入額

① 支出交際費等の額

$$12,300,000 - \overset{\text{見本品}}{800,000} - \overset{\text{繰延資産}}{750,000} - \overset{\text{飲食費1万以下}}{150,000} = 10,600,000$$

② 損金不算入額

$$10,600,000 - 8,000,000 \overset{\text{※}}{=} 2,600,000$$

$$\text{※} \quad (500,000 + 8,800,000) \times 50\% < 8,000,000 \times \frac{12}{12} \quad \therefore \quad 8,000,000$$

(2) 原価算入交際費等

$$2,600,000 \times \frac{500,000}{10,600,000} = 122,641$$

問 2

番号	項目	金額	計算過程
(1)	支払家賃 権利金	完答2 { 1, 000, 000 83, 333	$1, 000, 000 \times \frac{3 \text{ 月}}{3 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 83, 333$
(2)	支払家賃	1, 009, 8002	(1) 4, 039, 200 ÷ 36月 = 112, 200 (2) 112, 200 × 9 月 = 1, 009, 800
(3)	支払家賃	720, 0002	$360, 000 \times 2 \text{ 月} = 720, 000$
(4)	減価償却費	1, 320, 0002	$4, 400, 000 \times \frac{12 \text{ 月}}{40 \text{ 月}} = 1, 320, 000$
(5)	減価償却費 支払利息	完答2 { 10, 240, 000 2, 400, 000	(1) 51, 200, 000 × 0. 200 = 10, 240, 000 (2) 80, 000, 000 × 0. 06552 = 5, 241, 600 (3) (1) ≥ (2) ∴ 10, 240, 000 $(67, 200, 000 - 48, 000, 000) \times \frac{12 \text{ 月}}{8 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 2, 400, 000$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

今回の本試験は、解答できる問と解答できない問がはっきりとした問題であった。理論で規定を中心に満遍なく解答したうえで、計算で取れる部分をいかにケアレスミスなく解答できたかがポイントとなる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1(1)～(3)は、理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。問2は、マンション管理組合が人格のない社団等に該当すると判断できた受験生は少ないと予想されるので解答できなくても問題はない論点であった。

ボーダー 32点以上

合格確実 36点以上

〔第二問〕

問1は、基本論点を中心であるが、貸倒引当金はボリュームが多くミスを誘発しやすい問題であったため、他の論点で、いかにミスをなくして解答できたかがポイントとなる。問2は、難易度の高い問題であり、解答できなくても問題はない論点であった。

ボーダー 28点以上

合格確実 34点以上

第一問については、条文の正確な暗記したうえで、解答要求に対し適切に解答できていたかどうかポイントとなる。第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかどうかポイントとなる。理論と計算の合計点として60点程度がボーダーライン、70点程度が合格確実ラインと思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
60 点以上	－	次の科目に進みましょう。
55 点～59 点	－	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
50 点～54 点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
49 点以下	－	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。